\bigcirc 労働金庫法施行規則第四十二条第一 一項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件 項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる (平成十八年)

生労働省告示第五号)労働金庫法第五十八条第二

改

正

案

現

行

第 うに定め、 項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のよ び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法 項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づき、労働金庫及 労働 一百二十七号) 金庫法施行規則 平成十八年四月一日から適用する。 第五十八条第一 (昭和五十七年労働省令第一 一項第十三号及び第五十八条の二第一 (昭和二十八年法律 号) 第四十二条第

第 庫法 は媒介を行うことができる者を指定する件。生労働省告示第三号(労働金庫及び労働金庫融 庁告示第三号(労働金庫及び労働金庫 立行政法人雇用・能力開発機構、 るものは、 務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定め 十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金 (以 下 条各号 労働金庫法施行規則 独立行政法人住宅金融支援機構、 「法」という。) (第一号から第七号までを除く。 (労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又 (次条において「規則」という。) 第四 第五十八条第二項第十三号に掲げる業 労働金庫連合会又は平成十八年金芸援機構、国民生活金融公庫、独 以 下 に掲げる者の業務 「告示」という。

0)

代理に付随して行う債務の保証とする。

項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のよ うに定め、 第二百二十七号) び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法 項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づき、 労働金庫法施行規則 平成十八年四月一日から適用する。 第五十八条第一 (昭 和 五十七年労働省令第一 一項第十三号及び第五十八条の (昭和二十八年法律 号 第四十 労働金庫及 二条第

第一 庫法 行う債務の保証とする。 が 号 能力開発機構、 るものは、 務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定 十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金 条 号から第七号までを除く。 できる者を指定する件。 (労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うこと 以下 労働金庫法施行規則 住宅金融公庫、 「法」という。) 労働金庫連合会又は平成十八年屋生労働省告示第三 以下 国民生活金融公庫、 (次条において「規則」という。 第五十八条第二項第十三号に掲げる業 に掲げる者の業務の代理に付随して 「告示」という。 独立行政法人雇用 第一条各号 第四

古る。 でを除く。)に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証と は、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政 は、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政 は、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政 は、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政 は、担じて行う債務の保証で金融方長官及び厚生労働大臣が定めるもの でを除く。)に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証と する。

第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行